

## 【論点1】 現在は特定保健指導の対象とならない非肥満の危険因子保有者に対して、どのような保健指導を行うべきか

### ＜これまでに指摘されている課題＞

- 現在特定保健指導の対象となっていない非肥満者のうち、高血圧、高血糖、高脂質、喫煙といったリスクを有する者への対応の在り方について、これらの者に対して何らかの対応が必要であることについては異論がなかったが、具体的な対応の在り方については、様々な意見があった。（今後の特定健診・保健指導の在り方について（健診・保健指導の在り方に関する検討会 中間とりまとめ）（平成24年4月13日））
- 循環器疾患による年齢調整死亡率等を低減するために、現在は特定保健指導の対象となっていない非肥満の危険因子保有者に対して、従来の特定保健指導の対象者と同等程度の介入を実施すべきである。（特定健康診査・特定保健指導の在り方について（これまでの議論の整理）（平成28年6月））

### ＜第二期における標準的な健診・保健指導プログラムへの掲載状況＞

- 特定保健指導の対象とならない非肥満の危険因子保有者においても、対応すべきリスク（血圧、血糖、脂質、喫煙）を放置してはならないとの認識の下、それらの者に対する保健指導の標準的方法や医療機関への受診勧奨などの望ましい措置について、各学会のガイドライン等に基づいて「健診結果とその他必要な情報の提供（フィードバック）文例集」として整理の上、プログラムに掲載し、それらの者への対応が一定の考え方に沿って適切に行われるようにした。

### ＜第三期に向けた検討の方向性＞

- 厚生労働科学研究等により新たに蓄積された科学的知見を踏まえて、特定保健指導の対象とならない非肥満の危険因子保有者への保健指導の方法を整理し、標準的な健診・保健指導プログラムに掲載することとしてはどうか。

# 特定保健指導等に係る論点

【論点2】 特定保健指導（積極的支援）における支援ポイント数と効果との関係性を踏まえ、より効果が見込める保健指導の実施方法を提示してはどうか

＜これまで指摘されている課題＞

- 特定保健指導とポイント制の効果についての検証を行うとともに、ポイント数によるプロセス評価だけでなく、アウトカム評価の可能性などについて検討を行う。（今後の特定健診・保健指導の在り方について（健診・保健指導の在り方に関する検討会 中間とりまとめ）（平成24年4月13日））
- 特定保健指導の効果についてエビデンスを蓄積した上で、成果に着目した評価の可能性も含め、将来的な在り方を検討していく。（第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について（とりまとめ）（平成24年7月13日）（保険者による健診・保健指導等に関する検討会））
- 特定保健指導の投入量（時間・回数）が少なくても効果が出る人もいることについて、アウトカム指標による評価の導入も含めどう考えるか。  
※ ポイント制は、投入量を考慮した保健事業を実施することができる、委託基準が明確になる、一定期間で目標設定をすることができる等のメリットがある一方、効果が表れているのにポイントをこなすだけの保健指導を行っている等の課題もある（第24回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（平成28年9月16日））

＜第二期における標準的な健診・保健指導プログラムへの掲載状況＞

- 特定保健指導の積極的支援において、実施状況を評価するために導入しているポイント制（180ポイント以上）は維持しつつ、支援A（計画の進捗状況の確認等）と支援B（励ましや賞賛）に分かれているプログラムについて、支援Bを必須条件から外して、保健指導の柔軟性を高めた。

＜第三期に向けた対応の方向性＞

- 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（保険局）におけるポイント制に係る議論を考慮しつつ、厚生労働科学研究等により新たに蓄積された科学的知見を踏まえ、ポイント数と介入効果との関係性について検討の上、保健指導の留意点等を整理し、標準的な健診・保健指導プログラムに掲載することとしてはどうか。

# 特定保健指導等に係る論点

## 【論点3】 繰り返し特定保健指導の対象となる者に対して、どのような保健指導を行うべきか

### <これまでに指摘されている課題>

- 保健指導の効果的・効率的な実施の観点から、これまでにすでに特定保健指導を受けた経験がある者の保健指導の考え方を検討することとする。（今後の特定健診・保健指導の在り方について（健診・保健指導の在り方に関する検討会 中間とりまとめ）（平成24年4月13日））
- 繰り返し特定保健指導の対象となる者に対する効果的な特定保健指導についてマンネリ化しない効果的な特定保健指導の方法はないか。  
（第24回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（平成28年9月16日））

### <第二期における標準的な健診・保健指導プログラムへの掲載状況>

- 第二期では、特定保健指導の結果、保健指導の支援レベルが改善せず、翌年度以降、再度、特定保健指導の対象となった者に対する支援の留意事項を整理して、プログラムに掲載した。

### <第三期に向けた対応の方向性>

- 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（保険局）における繰り返し特定保健指導の対象となる者に対する保健指導に係る議論を考慮しつつ、厚生労働科学研究等により新たに蓄積された科学的知見を踏まえて、繰り返し特定保健指導の対象となる者に対する保健指導の方法や留意事項を整理して、標準的な健診・保健指導プログラムに掲載することとしてはどうか。